

(基調講演)

久間 章生 衆議院議員

1 . 前言

ただいま御紹介にあずかりました久間章生でございます。日米の安全保障問題のエキスパートの参加を得て、毎年 1 1 月に開催されるこの会議で、私が、武器技術を巡る問題をお話しするのも 3 回目となりました。

一昨年の会議では、私は、我が国へのミサイル防衛の導入を念頭に、「武器輸出三原則等」を見直すことを提言いたしました。その直後の一昨年 1 2 月に、政府はミサイル防衛の導入を決定いたしました。しかし、残念ながら「武器輸出三原則等」については、変化がありませんでした。

昨年の会議では、私は、ミサイル防衛導入に加え、新たな「防衛計画の大綱」策定の機運を踏まえ、三つの理由、すなわち、第一に安全保障上必要な最新技術をわが国に維持するため、第二に同盟国である米国との関係強化のため、そして第三に日本の技術をもって、テロ対策や海賊対策など、世界の平和と安定に貢献できる分野を広げるためという三つの理由から、再度、武器輸出管理政策の見直しを提言したところです。私の再三の提言に効果があったのかどうかは分かりませんが、一ヵ月後の昨年 1 2 月、政府は「防衛計画の大綱」を決定するとともに、官房長官談話を発して、「武器輸出三原則等」の見直しを明らかにしました。具体的には、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらない」とこととされました。

また、ミサイル防衛以外の装備品の共同開発・生産はどうするのか、テロ対策や海賊対策として他国に輸出するものはどうするのか、という点についても、我が国の「平和国家としての基本理念に照らし、個別案件毎に検討の上、結論を得る」とこととされました。こうした措置で十分か、あるいはより一層の緩和を行うべきかについては議論の分かれるところですが、重要な前進が図られたことは事実だと思います。

今回は、武器技術の話から一歩進め、日米防衛産業協力を一層進めるために、どうしたらよいかについて私の見解を述べたいと思います。

2 . 防衛産業協力の必要性

ただいま申しあげたように、私は、武器輸出政策の緩和の問題についても、同盟国たる米国との関係強化を理由のひとつに掲げてまいりました。しかし、日米関係を強化し、かつ日本国内に最新の防衛技術を確保していくためには、単に、制度として武器輸出が緩和されただけでは不十分であり、生産を支える防衛産業の日米協力が是非とも必要であると思います。

私は特に、日本国内に、日本企業が参加する形で、米軍の装備を修理できる基盤が必要ではないかと考えています。これは、日本語のことわざで言うと「一石三鳥」の効果があると考えています。第一に米軍のプレゼンスの強化に資することができます。現在、米軍は「ト

ランスフォーメーション」といわれる、再編を進めているところですが、東アジアの安定のためには、我が国を根拠地とする米軍のプレゼンスはますます重要性を増してくるでしょう。日本に装備品修理の基盤があれば、例えば米艦艇が本国に帰る間隔を延ばすことができ、プレゼンスを強化することにつながります。

第二に日本の防衛産業の技術水準を維持することができます。技術の粋を集めた米軍の装備品の修理に従事することは、日本の防衛産業に大きなプラスになるでしょう。

第三に米軍と契約をすることは、日本の防衛予算が財政的制約から伸び悩む中、日本の防衛産業を維持するために追い風になります。

すでに産業界では日米の合弁会社の設立が検討されていると聞きます。

しかし、こうした産業協力を進めるためには、武器輸出政策以外に、もうひとつ克服しなければならない障害があります。それは、いかに米側から提供された装備に関する秘密を守るか、という問題です。以下、この問題について、議論してみたいと思います。

3. GSOMIA

秘密保護の問題というのは、我が国においては大変デリケートな問題です。従って、余り活発には議論されてきませんでした。そのため、日本国内でもイメージが先行し、どういふ点が問題なのか、日本の法制ではどこが足りないのかという具体的な議論がなされてこなかったように思います。

この問題を巡っては、米国から「日本もGSOMIAを導入してはどうか」との意見が寄せられていると聞いています。では、GSOMIAとはどういうものなのでしょうか。これはジェネラル・セキュリティ・オブ・ミリタリー・インフォメーション・アグリーメントの略で、日本語にすると「軍事情報に関する一般保全協定」という訳になります。米国は相当多くの国とこの取決めを結んでいると聞いています。

この取決めの下では、締結国は秘密情報の適切な保護、つまり、秘の区分、単なる「秘」にするか、「極秘」にするかといったことを決めたり、秘密に接することができる人を制限したり、秘密を取り扱う政府職員の適格性を審査したりする義務を負うことになります。

このほか、政府が契約する企業についても、その企業が秘密を保護できるという保証を政府が行う必要があります。そして、その一環として、その企業の秘密を取り扱う社員についてもその適格性を審査することが求められます。契約企業の社員といっても一私人です。この私人の適格性を政府が審査するということは、私の知る限り、我が国では行われておりません。この点は、ひとつの検討課題になるでしょう。

また、GSOMIAは通常、締約国政府と、その契約企業を律することになります。すなわち、仮に日本と米国がGSOMIAを結んだと仮定すると、我が国政府は我が国が契約する企業、例えば三菱重工業という会社とその担当社員の適格性を保証することが必要になります。従って、「日本企業が米国から直接修理を受注する」という状況を考えると、米国政府と日本の契約企業の間にはGSOMIAの適用は及ばないことになります。この点は注意を要します。

4. 日本の秘密保護法制

一方、日本では、G S O M I Aを導入しなければ、本当に秘密を守れないのでしょうか。この点はそれほど単純ではありません。日本にもすでに制度があるのです。

まず、米国から提供された情報を守る法制としては、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」という、昭和29年にできた法律があります。この法律においては、米国政府から供与された装備品等に関する秘密の情報は「特別防衛秘密」とされ、この秘密を不当な方法で収集したり、洩らしたりした場合には十年以下の懲役刑に処せられることになっています。そしてこれは、公務員だけではなく、契約に基づいて秘密を扱う企業の社員にも適用されます。

次に、米国政府が日本国内にある企業と直接契約した場合には、「日米安保条約第六条に基づく地位協定の実施に伴う刑事特別法」という、昭和27年にできた法律が適用になります。この法律によれば、日本にいる米国軍隊の機密を不当な方法で収集したり、洩らしたりした場合には、やはり十年以下の懲役に処せられます。

先ほど申し上げたようにG S O M I Aでは、米国政府と日本企業が直接契約する場合は対象にならないのですが、そうした点では日本には、G S O M I Aの死角を埋める法律がすでにあることになります。

また、付言しておきますと、自衛隊独自の防衛秘密についても、平成14年の自衛隊法の改正により、会社の社員を含め、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が防衛秘密を洩らしたときは五年以下の懲役に処せられることになりました。

5. では何が足りないのか

こう申し上げますと、日本でも秘密保護のための法制は整備されていることが分かります。では、なぜ今、G S O M I Aの必要性が議論されているのでしょうか。米国側の事情を推測すると、G S O M I Aという取決めを各国と結んでいるわけですから、「G S O M I Aの枠組みで秘密が守られるから、日本にも供与する」といえば、米国政府内の行政手続きが進めやすい、というのは理解できます。会社の方はよくお分かりだと思いますが、普通の取引でも、一々契約内容を詰めるより、統一契約書でやったほうが、社内審査が楽でしょう。

しかし、G S O M I Aとなると、国と国の取決めですから条約なのか、行政協定でいいのか、よく内容を吟味しないと導入することはできません。こうした点を詰めるためには、日米の専門家がよく議論する必要があります。そうした議論をしてはじめて、実は、今の日本の法制で十分なのか、それとも、日本の法制の範囲内で「世界スタンダード」の手続きを導入する形式的協定を結べばいいのか、あるいは現在の日本の法制を超える内容を盛り込んだ協定を結び、国内の立法措置をとらなければいけないのかが明らかになります。

6. 早急な議論を

私は、先ほど、G S O M I Aが契約会社やその社員の適格性審査を政府に求めていることを指して「私の知る限り、我が国では行われておりません。この点は、ひとつの検討課題になるでしょう。」と述べました。このことは私が、こうした措置を不要だと考えているということではありません。最近、政府や地方自治体の持つ情報の公開が強く要請されています。一方、公開できない情報があることは当然で、この点については国民の理解も得られて

きているのではないかと、思います。防衛上の秘密といっても、いたずらに国民の目から実態を覆い隠すような手段はとるべきではありませんが、守るべき秘密は守らなければいけません。そのために必要な措置であれば、国民はそれを受け入れてくれると思います。

防衛秘密というと、戦前を思い出し、懸念する方も日本にはいます。しかし、違う例で考えて見ましょう。日本のコンピューター会社が、極めて優れたハッカー撃退法を開発し、それを日本の会社や官公庁のコンピューターに導入して成果を挙げていたと想像してください。この秘密を米国の提携企業に供与したところ、その社員がシステムの秘密を洩らし、日本のコンピューターがハッカーに攻撃されダウンしてしまったら、皆さんはどう思いますか。きっと大多数の国民は米国を非難するでしょう。やはり守るべき秘密は守らなければ他国の信頼を得ることも、安全を確保することもできないのです。

日米防衛産業の協力を進めていくことは喫緊の課題です。従って、この秘密保護に関する問題も、ゆっくり議論する暇はありません。速やかに秘密保護の枠組みについて、日米で合意する必要があります。先ほど申し上げたように日米両国の専門家同士で詰めた議論をしていただき、その後は、我々政治家が取るべき措置を決断しなければなりません。私も、この課題に積極的に取り組んで行きたいと考えています。

御静聴を感謝いたします。